

## 医療法人社団明寿会 介護職員初任者研修（一般受講）学則

### （事業者の名称・所在地）

- 第1条 本研修は、次の事業者が実施する。  
名 称 医療法人社団 明寿会  
所在地 富山県高岡市太田桜谷 2 3 - 1

### （目的）

- 第2条 少子高齢化の進展する中、多様化する福祉のニーズに対応した介護サービスを提供する為、専門的な知識や技術を有する介護職員を養成し、介護分野の人材確保を目的とする。

### （実施課程及び形式）

- 第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という）を実施する。  
介護職員初任者研修課程（通学形式）

### （研修事業の名称）

- 第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。  
介護職員初任者研修事業

### （受講対象者）

- 第5条 受講対象者は、次の条件を満たす者とする。  
(1)介護業務に従事することを希望・予定しており、心身ともに健康であり、全過程出席できる者

### （使用テキスト）

- 第6条 研修に使用するテキストは次のとおりとする。  
中央法規  
介護職員初任者研修テキスト（テキスト代 5,500 円）

### （研修カリキュラム）

- 第7条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム」のとおりとする。

(研修会場)

第8条 研修会場は、次のとおりとする。  
有料老人ホーム リゾートビラ雨晴  
富山県高岡市太田伊勢領1511-13

(担当講師)

第9条 研修を担当する講師は別紙「研修日程」のとおりとする。

(実習施設)

第10条 実習は別紙「養成研修の概要」記載の施設において実施する。

(募集手続き及び本人確認の方法)

第11条 募集手続きは次のとおりとする。

- (1)当法人指定の申込用紙に必要事項を記入の上、期日までに申し込む。
- (2)申込書類を確認・面接審査の上、受講者の決定を行い受講決定通知書を受講者宛に通知する。
- (3)受講決定通知書を受け取った者は、指定の期日までに受講料等を納入する。

面接の際、本人確認を下記いずれかにより行うものとする。

- ① 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票、②マイナンバーカード、
- ③在留カード等、④健康保険証、⑤運転免許証、⑥パスポート

(受講料)

第12条 受講料及びその支払方法は、下記のとおりとする。

受講料：40,000円（別途テキスト代 5,500円）

受講決定通知書に記載された、指定の期日までに指定された窓口に納入する。

(研修修了の認定方法)

第13条 第7条に定めるカリキュラムを全て履修し、下記（1）及び（2）において認定基準に達した者を修了者として認める。

- (1)「9.こころとからだのしくみと生活支援技術」における、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況を評価する。

評価するにあたって、カリキュラムの時間数外に、基礎的知識の理解度を筆記による確認テストで行い、生活支援技術習得確認を実技試験により行う。

- ①確認テストの認定基準は、100点を満点とし、80点以上取得とする。
- ②生活支援技術の習得状況の認定基準は、生活支援技術チェック表のチェック項目をA,B,Cの3区分し、A・Bが全体の8割以上取得とする。

#### 評価基準

A=きちんとできている、B=大体できている、  
C=もう少し注意が必要

- (2) 修了評価は、カリキュラムの時間数外に1時間程度の筆記試験により行う。

修了評価の認定基準は、筆記試験の得点を4区分し、C以上取得とする。

#### 評価基準（100点を満点とする）

A=80点以上、B=70～79点、C=60～69点、D=60点未満

基準に達しなかった場合：確認テスト及び修了評価においては、各自復習を行い、再試験で再評価を行う。生活支援技術においては、個別指導後、再評価を行う。

再評価費用は1回1,000円(税別)。再評価は最大2回のみとし、最終試験の結果、不合格となったものは未修了扱いとなる。

#### (欠席者の扱い)

第14条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合は、必ず研修開始前に電話等により届け出、「欠席届」を提出する。

(補講について)

第15条 原則として講義・実習の欠席は認められないが、やむを得ない事情で研修の一部を欠席した場合は、補講（振替受講）を受けることにより当該科目に履修したものとみなす。

(受講の取消し)

第16条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込がないと認められる者。
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。
- (3) その他、当法人が修了証交付を適当でないと判断した者。

(解約手続き及び受講料の返還について)

第17条 申込み後、やむを得ず、受講生の都合で退校する場合は、事務局に退校したい旨を申し出、退校手続きを行う。この場合の受講料の返還は認められないものとする。

また、上記第16条の規定により受講を取消された者についても、受講料の返還は認められないものとする。

(修了証明書の交付)

第18条 修了を認定された者には当法人において初任者研修実施要綱に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

(その他留意事項)

第19条 研修事業の実施に当たり、次の通り必要な措置を講じることとする。

- (1) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- (2) 受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。

(施行細則)

第20条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当法人がこれを定める。

(附 則)

1. この学則は平成 25 年 5 月 1 日から施行する。
2. この学則の一部を改定し、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

3. この学則の一部を改定し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
4. この学則の一部を改定し、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。
5. この学則の一部を改定し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
6. この学則の一部を改定し、令和元年 9 月 20 日から施行する。
7. この学則の一部を改定し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。